

「特定及び認定看護師等養成支援事業」

地域医療介護総合確保基金事業（医療分）



事業内容



特定行為研修及び養成課程等に、所属する看護師を派遣し、その費用の全部または一部を負担する県内の医療機関に対して補助金を交付します。

補助対象施設



特定行為研修及び養成課程等（以下、「研修等」）に、所属する看護師を派遣し、その費用の全部または一部を負担する県内の医療機関等（病院・診療所・助産所・訪問看護ステーション）

補助対象経費と金額



対象経費	補助率	補助限度額
(1) 受講料：入学金、授業料、施設設備費、実験実習費及び入学時納付金（学生保険料を除く） (2) 旅費：受講交通費及び滞在費等 ※医療機関が受講料または旅費として直接支払った、又は受講者立替払分を医療機関が受講者に支出したものに限る。	(仙台市) 1/2 (仙台市以外) 2/3	【1名あたり】 80万円×（修業年限） ※過年度通算の上限額

Q&A



- Q 研修が今年度内に修了できないため、来年度以降も受講する必要がある。その場合、来年度以降も補助金の対象として認められるか。
- A 来年度以降に係る対象経費についても、今年度までの通算で補助限度額に達していない場合は、補助限度額まで補助が認められます。**来年度以降に支出する対象経費については、支出する年度の補助金にエントリー**してください。
- Q 来年の4月に研修機関に入学する予定だが、入学金は来年3月中（今年度）に支払い、授業料は4月以降（来年度）に支払う予定である。いつの年度の補助金の対象となるか。
- A **「支出する年度」の補助金にエントリー**してください。今回の事例の場合、入学金は今年度の、授業料は来年度の補助金の対象となります。
- Q 研修の受講費用は施設が負担するが、これに関する取扱いを明記している規定等はない。この場合、補助対象となるか。
- A **補助対象事業の実施を確認することができない**ため、補助対象として認めることができません。
- Q 受講費用について、貸付の奨学金として施設が負担し、看護師が決められた年数従事することで返済義務を免除としている。この場合、補助対象となるか。
- A 奨学金など、施設から受講者に対して**貸付の形をとって支出している場合**は、受講後何年かの当該施設勤務をもって**返済不要となるものであっても**、補助対象として認めることができません。

事業の詳細は県ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

ご不明点等ございましたら、お気軽にご連絡ください！



【お問い合わせ】 宮城県保健福祉部 医療人材対策室 医療環境整備班

TEL : 022-211-2686 FAX : 022-211-2694 E-mail : iryozink@pref.miyagi.lg.jp